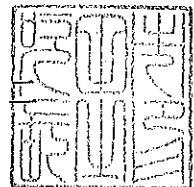




2児家第433号
令和2年7月15日
(2020年)

吹田市個人情報保護審議会会长様

吹田市長 後藤圭



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第12条及び第13条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

要保護児童等に関する情報共有システムとの連携に係る個人情報の保護について

要保護児童等に関する情報共有システムとの連携に係る個人情報保護について

1 質問する項目 (質問の根拠)	電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第12条第1項及び第2項第2号、第3項並びに第13条第1項第2号及び第2項)
2 対象業務	家庭児童相談システム改修業務
3 業務の概要	<p>1 目的</p> <p>近年発生した児童虐待事案では、転居の際の自治体間の引継ぎや児童相談所と市町村の間の情報共有が不十分であったことが課題に挙げられています。このため、国の主導により自治体間や児童相談所と市町村の間で日常的に情報共有が行うことができる全国統一の情報共有システムが構築されることとなっており（令和3年4月稼働予定）、本市の家庭児童相談システムを国情報共有システムに対応させ、より円滑な情報共有を図る必要があります。</p> <p>2 効果</p> <p>市町村間や市町村と児童相談所の間で、相互に情報を参照できるため、電話や文書による照会や情報提供に比してより広範な情報を、少ない負担で正確かつ迅速に共有できます。</p> <p>3 個人情報の取扱い</p> <p>国情報共有システムへの虐待等情報の登録については、まず府内SJ系共通基盤上の家庭児童相談システムに登録されたデータを定期的にCSV形式で取得し、SJ系共有フォルダに格納します。取得後のCSVファイルを、USBメモリ等の記憶媒体を用いて手動で専用端末に移動し、専用端末からLGWAN（自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク）上の国情報共有システムにアップロードします。</p> <p>国情報共有システムにおいては、吹田子ども家庭センターの吹田管内の取扱い情報や他市町村からの移管ケースの情報の参照、他市町村での登録有無についての検索が行えます。</p> <p>4 情報セキュリティ対策</p> <p>データのやり取りは、全てLGWANとそれに接続するFW（ファイアウォール）で通信を制御したネットワーク領域内で行います。また、専用端末については、ユーザ管理とログ管理を行うとともに、ウイルス対策等</p>

	を行えるようセキュリティソフトを導入します。
4 個人情報の内容	子どもの氏名・性別・生年月日・住所、保護者の氏名、保護者の勤務先、家族の状況（同居親族と児童との続柄等）、保育所等利用状況、養育状況、福祉サービス等利用状況、面接結果・調査結果、所見、支援方針・経過 等詳細は「2（暫定版）S200_UI15_001_システムインターフェース仕様_s」（資料2）参照。
5 審議に諮る理由	吹田市個人情報保護条例第12条第1項の規定による、新たに電子計算機処理を実施するため、また第13条第1項第2号及び第2項の規定による、実施機関以外のものと電子計算機の結合の制限に当たることから、個人情報保護審議会に意見を諮るものです。
6 今後の予定	令和2年度中に構築し、令和3年4月1日稼働予定。
7 担当室課	児童部 家庭児童相談課

2 学セ第 438 号
令和 2 年 7 月 16 日
(2020 年)

吹田市個人情報保護審議会会长 様

吹田市教育委員会
教育長 原田 勝

個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第 12 条及び第 13 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

GIGA スクールネットワークシステム構築に係る、個人情報の保護について

差替え

GIGAスクールネットワークシステム構築について

1 諮問する項目 (諮問の根拠)	1 電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第12条及び第13条)
2 対象業務	GIGAスクールネットワークシステム構築・運用保守業務
3 業務の概要	<p>1 目的及び効果</p> <p>文部科学省が掲げる GIGA スクール構想の実現として情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、学校の ICT 環境整備と ICT を活用した学習活動の充実を目的としています。児童・生徒1人1台の端末や高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、クラウド活用の推進、ICT 機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用の PDCA サイクルの徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを持続的に実現させる効果があります。</p> <p>2 個人情報の取扱い</p> <p>本構想では、学校教育情報通信ネットワークで取り扱っていた個人情報(平成30年1月導入 平成29年12月の個人情報保護審議会で審議済)を、GIGAスクール構想で導入した機器で家庭からのインターネット回線を通して接続し、使用する想定をしています。</p> <p>3 情報セキュリティ対策</p> <p>別紙のとおり(審議会当日に配布予定)</p>
4 個人情報の内容	<p>別紙</p> <p>「個人情報記録項目一覧表」のとおり</p> <p>※学校教育情報通信ネットワーク導入時と同様の内容です。</p>
5 審議に諮る理由	学校教育情報通信ネットワークで取り扱っている情報を、新たに構築する GIGA スクールネットワークシステムにおいて利用することで、家庭からのインターネット回線を通じた個人情報の利用が想定されることから吹田市個人情報保護条例第12条に規定する新たな電子計算機処理の実施及び第13条の実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限にあたることから諮問するものです。
6 今後の予定	令和2年12月1日稼働予定
7 担当室課	学校教育部教育センター